

# 西和賀町国土強靱化地域計画

令和3年3月

西 和 賀 町

## 目 次

第1章 計画策定の趣旨、位置付け、計画期間	2
1 計画の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
第2章 基本的な考え方	4
1 基本目標	4
2 事前に備えるべき目標	4
3 基本的な方針	4
第3章 想定するリスク	6
1 町の地域特性	6
2 対象とする自然災害	7
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	8
4 施策分野	9
第4章 脆弱性評価	10
1 脆弱性評価の考え方	10
2 脆弱性評価の実施手順	10
3 脆弱性評価結果	10
第5章 脆弱性評価に基づく対応方策	31
1 個別施設分野	31
2 横断的分野	45
第6章 計画の推進と進捗管理	49
1 町民総参加の取組	49
2 計画の進捗管理と見直し	49
3 他の計画等の見直し	49
(別紙1) 起きてはならない最悪の事態の様相（例示）	50
(別紙2) 施策分野別施策一覧	58
(別紙3) リスクシナリオ別の指標一覧	63

## 第1章 計画策定の趣旨、位置付け、計画期間

### 1 計画の趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）に向けて、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、政府は、平成26年6月に、国土強靱化に係る他の計画の指針となる、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を策定しました。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定し、都道府県及び市町村においても、国土強靱化の観点から、他の計画の指針となる国土強靱化地域計画を策定できるととされました。

また、岩手県においては、平成23年3月に発生した東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえつつ、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「岩手県の強靱化」を推進するための指針となる「岩手県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）」が平成28年2月に策定され、令和2年12月に「第2期岩手県国土強靱化地域計画」が策定されたところです。

西和賀町でも、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「西和賀町国土強靱化地域計画」を新たに策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国土強靱化の観点から、「第2次西和賀町総合計画」や「西和賀町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。

なお、基本法第14条においては、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されています。

このことから、本計画は、国が策定した、都道府県や市町村による国土強靱化地域計画の策定の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第 7 版）」の国土強靱化地域計画の策定手順等に従って策定しています。

### 3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 5 年間とします。

なお、本計画を推進するための事業等は、第 2 次西和賀町総合計画の実施計画において定めることとします。

## 第2章 基本的な考え方

### 1 基本目標

国土強靱化基本計画を踏まえ、国土強靱化を推進する上での基本目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 事前に備えるべき目標

国土強靱化基本計画を踏まえ、国土強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する
- (4) 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- (5) 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- (6) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (7) 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

### 3 基本的な方針

#### (1) 強靱化に向けた取組姿勢

ア 東日本大震災津波の経験や人口減少問題などあらゆる側面から検討町の社会経済システムの存立を脅かす原因として何が存在しているのかを、人口減少問題をはじめとするあらゆる側面から検討し、取組にあたります。

イ 社会経済システムの信頼性と活力を高め、東京一極集中からの脱却に寄与

災害に強いまちづくりを進めることにより、社会経済システムの信頼性と活力を高め、東京一極集中からの脱却に寄与します。

ウ 潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化

町が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

(2) 適切な施策の組合せ

ア ハード対策とソフト対策との適切な組合せ

ハード対策とソフト対策とを適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

イ 関係者相互の連携協力

町内における国の機関、岩手県、民間事業者、住民等、関係者相互の連携協力により取組を進めます。

ウ 非常時のみならず平時にも有効活用

非常時のみならず、平時にも有効活用できる対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

ア 資金の効率的使用による施策の推進

人口減少等に起因する住民の需要の変化等を踏まえ、資金の効率的使用により、施策を推進します。

イ 国及び岩手県の施策、既存の社会資本、民間資金の活用

国及び岩手県の施策の積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。

(4) 町の特性に応じた施策の推進

ア 将来、人口が減少した場合であっても、各地域において基本目標が達成出来る仕組みづくり

「西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進します。

## 第3章 想定するリスク

### 1 町の地域特性

#### (1) 地理・地形

本町は、岩手県の南西部にあつて秋田県に接し、和賀岳や南本内岳、奥羽山脈に囲まれた盆地です。総面積は590.74k㎡で、東西に約20km、南北に約50kmの広がりがあり、全面積の88.9%が山林原野で農耕地はわずか4.0%となっています。

地勢は、概ね急峻であり、標高250mから440mの高原性盆地となつており、北上川最大の支流である和賀川が町の中央をL字型に流れています。

気候は、日本海型気候に属し、年平均気温は9.1℃と冷涼で、年間降水量は約2,100mm、積雪は平年2mに達し、特別豪雪地帯に指定されています。

#### (2) 人口の推移と推計

本町の人口は、平成27年の国勢調査では、5,880人で、昭和30年代の2万人弱をピークに減少し続けており、平成22年の国勢調査に比べて722人(10.9%)減少しています。

年齢別人口では、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢人口(65歳以上)ともに減少し、高齢人口が生産人口を上回っています。高齢化率は46.9%と岩手県内で最も高齢化率の高い自治体となっています。

一般世帯数は2,131世帯で、平成22年の国勢調査に比べて131世帯(5.8%)減少していますが、高齢者の夫婦世帯(夫65歳以上妻60歳以上の夫婦：376世帯)は横ばいであり、65歳以上の高齢単身者世帯(369世帯)の増加が目立っています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の見通しでは、10年後の令和7年には4,661人と推計されています。

## 2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、県計画と同様とし、岩手県内で発生しうる大規模自然災害として、地震、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定しました。

自然災害	想定する過去の主な災害〔発生日〕（規模）【被害状況】
地震 （津波）	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災津波）〔H23.3.11〕 （M9.0 最大震度7 津波の高さ8.5m以上） 死者・行方不明者数：5,802人 避難者：48,000人 家屋倒壊：25,716棟 産業被害額：8,294億円 公共土木施設被害額：2,573億円 停電：81万戸 ガス供給停止：9.4千戸 断水：18万戸 電話不通：6.6万回線
火山噴火	岩手山における ・山体崩壊〔約6,000年前〕（大規模な山体崩壊） ・水蒸気噴火〔約3,200年前〕（噴出量1,000万 <sup>3</sup> m） ・山頂噴火〔1686年（貞享3年）〕（噴出量8,500万 <sup>3</sup> m） 火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等 <岩手県内の活火山：八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山>
風水害・ 土砂災害	アイオン台風〔S23.9.16〕（最大日降水量285.2mm） 死者・行方不明者数：709人 家屋倒壊：3,715棟 床上浸水：15,774棟 床下浸水：14,157棟 土木被害：5,621ヶ所 農作物被害：60,000ha <参考> 平成28年台風第10号〔H28.8.29〕 死者・行方不明者数：28人 家屋倒壊：2,955世帯 床上浸水：120世帯 床下浸水：1,474世帯 土木施設等被害：440億円 農林水産関係被害：336億円
雪害	豪雪災害〔S38.1.6〕（最大積雪3m） 死者数：11人 土木（道路）被害：87ヶ所
その他	三陸フェーン火災〔S36.5.30〕 （異常乾燥下における林野火災） 建物全焼：1,142棟

### 3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国土強靱化基本計画に掲げられている 8 つの「事前に備えるべき目標」に対する 45 の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、統合・組替え等を行い、7 つの「事前に備えるべき目標」に対する 22 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相（例示・県計画参照）については別紙 1 のとおりです。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む） 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生 1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺 2-5 被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を維持する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 地域経済システムを機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 4-2 食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5-2 上下水道等の長時間にわたる供給停止 5-3 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する	7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 4 施策分野

国土強靱化基本計画に掲げられている12の個別施策分野及び5つの横断的分野と県計画を参考に、本町の実情に即して、統合・組替え等を行い、5つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定しました。

##### (1) 個別施策分野

- ① 行政機能・情報通信・防災教育
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業
- ⑤ 国土保全・交通

##### (2) 横断的分野

- ① リスクコミュニケーション
- ② 老朽化対策
- ③ 人口減少・少子高齢化対策
- ④ 人材育成
- ⑤ 官民連携

## 第4章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされています。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町においても、本計画の策定に当たり、国及び岩手県が実施した評価手法等を参考に、主に町が取り組んでいる施策を中心に脆弱性評価を実施しました。

### 2 脆弱性評価の実施手順

第3章で定めた22の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策の対応力について、改めて分析・評価を行いました。

また、同じく第3章で定めた5つの「個別施策分野」及び5つの「横断的分野」ごとの取組状況が明らかになるよう、脆弱性評価結果は、施策分野ごとに再整理しました。

### 3 脆弱性評価結果

施策分野ごとの脆弱性評価結果は次のとおりです。

1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育
災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化(総務課) ・防災拠点として、湯田庁舎、沢内庁舎、町立西和賀さわうち病院を防災拠点に定めている。
避難場所及び避難所の指定・整備(総務課) ・切迫した災害の危険から逃れるための施設として、指定緊急避難場所、指定避難所、三次避難所（避難所に不足が生じたときに追加指定）を指定している。 [現状] 指定緊急避難場所：48 施設、指定避難所：12 施設、三次避難所：10 施設

<p>1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）</p>
<p>避難場所及び避難所の指定・整備(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難施設であっても災害種別によってはリスクを有する施設もあり、避難先としての妥当性を再評価する必要がある。</li> </ul>
<p>避難勧告等発令基準の策定(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害及び土砂災害へ対応するため、避難勧告等発令基準を策定している。</li> <li>・近年、集中豪雨や台風等による被害が相次いで発生しており、住民への避難勧告等の発令タイミングや確実な伝達が重要となっている。</li> </ul>
<p>支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各行政区（29行政区）に非常用発電機を配置している。</li> <li>・災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する必要がある。</li> <li>・物資等を確保するために災害時における応援協定を締結し、他市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する必要がある。</li> </ul>
<p>支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(健康福祉課)</p> <p>《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に在宅において非常用電源装置の必要な者の実態把握は未着手である。</li> <li>・災害時における在宅酸素など非常用電源の必要な者に対応した設備は確保していない。</li> <li>・介護施設等における非常用電源装置の確保については、10施設中5施設となっている。</li> </ul>
<p>支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(観光商工課)</p> <p>《支援物資の供給等に係る協力要請等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について岩手県及び事業者へ協力要請することとしている。</li> </ul>
<p>支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、国、岩手県及び関係団体、事業者と連携した災害用医薬品の供給体制等を整備する必要がある。</li> </ul>
<p>文化財の耐震化等(生涯学習課)</p> <p>《文化財の保存対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、民俗資料館及び美術館等における展示方法・収蔵方法等の点検や、文化財の保存対策を進める必要がある。</li> </ul>

1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
<p>災害対処能力の向上(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付等の多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。</li> <li>・地域住民の自主的な防災活動を促進する必要がある。</li> </ul>
<p>災害対処能力の向上(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に多様に対応できる職員の能力向上が必要である。</li> </ul>
<p>災害対策用装備資機材等の更新整備(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の非常連絡手段として、防災無線機、消防団デジタル無線機、衛星携帯電話を配備している。</li> <li>・無線通信規則の改正により、現行の防災無線局はアナログ波のため令和4年12月以降使用できなくなることから、代替機器への更新検討が必要である。</li> </ul> <p>[現状]</p> <p>防災無線局：67局  消防団デジタル無線局：32局  衛星携帯電話の配備台数：2台</p>
<p>消防本部・消防署等庁舎の強化(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度、西和賀消防署と湯田出張所を一つに統合し、最新の機能的な設備と、高い耐震性を有した新消防署を整備した。</li> </ul>
<p>消防団活動の充実強化(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、年々消防団員数が減少している。</li> </ul> <p>[現状]</p> <p>消防団の条例定数充足率：79.1%</p>
<p>防災ヘリコプターの円滑な運航の確保(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ヘリコプターは、その活動が有効と認められる場合で、かつ活動要件を満たす場合に、本町の要請に基づき活動する。</li> <li>・町内3ヵ所に離発着場が設定されている。</li> </ul>
<p>防災ヘリコプターの円滑な運航の確保(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、ヘリポートを確保している。</li> </ul>
<p>防火対策(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数が集まる施設に設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立ち入り検査や指導を定期的実施している。</li> </ul>

1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
<p>学校施設・公立社会体育施設等の耐震化(学務課)</p> <p>《公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内小中学校の耐震化については、平成19年度に耐震診断を行い、小学校2校、中学校1校が耐震基準以下であった。</li> </ul>
<p>学校施設・公立社会体育施設等の耐震化(生涯学習課)</p> <p>《公立社会体育施設等の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育施設などは、災害時における避難場所や災害対策の拠点施設として利用されることが想定されることから、計画的な老朽化対策や維持管理を行う必要がある。</li> </ul>
<p>学校防災体制の確立(学務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける必要がある。</li> <li>・各学校の立地条件等を考慮した避難の在り方について、訓練等を通じて児童生徒、教職員及び地域との間で共通理解を図る必要がある。</li> </ul>
<p>防災教育の推進(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員に対し、災害時における適正な判断力を養成し、円滑な防災活動に資するため、防災に関する講習会、研修会を開催するほか、防災資料、防災活動マニュアルの作成・配布により、防災教育の普及徹底を図る必要がある。</li> </ul>
<p>防災教育の推進(学務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等の学習とも関連させた防災教育を通して、児童生徒の防災意識を高める必要がある。</li> </ul>
<p>行政情報通信基盤の耐災害性強化(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政システムのクラウド化を推進し、庁舎被災時に行政機能を停止させないための対策が必要である。</li> </ul>
<p>行政情報通信基盤の耐災害性強化(企画課)</p> <p>《市町村の行政情報通信基盤の耐災害性強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政システムのクラウド化を推進し、庁舎被災時に行政機能を停止させないための対策を進めている。</li> </ul> <p>[現状]</p> <p>クラウド導入済み（住基系、内部系、インターネット系）</p>
<p>情報通信利用環境の整備(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者と連携を図るとともに連絡体制を維持する必要がある。</li> </ul>

<p>1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）</p>
<p>情報通信利用環境の整備(企画課)</p> <p>《携帯電話等エリア整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話不感地域解消のため、通信事業者による基地局の自主整備のほか、国の携帯電話等エリア整備事業を活用した基地局整備が行われており、町内のエリア内人口カバー率は100%となっている。</li> </ul> <p>[現状]</p> <p>携帯電話サービスエリア外人口0人（H29 年度末）</p> <p>《民放ラジオ難聴解消》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によって民放ラジオ難聴地区が存在している。</li> </ul>
<p>情報通信利用環境の整備(町民課)</p> <p>《ブロードバンド利用環境整備》</p> <p>[現状]</p> <p>防災告知端末加入者はブロードバンドが利用可能な環境である（R2.3.31 時点の告知端末加入世帯 1,882/2,279（82.6%））</p>
<p>防災訓練の推進(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町、その他防災関係機関は、次の目的のために、その所掌する事務又は業務に応じた防災訓練を、単独又は合同して毎年計画的に実施する必要がある。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養</li> <li>2) 防災関係機関相互の協力体制の確立</li> <li>3) 地域住民等に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚</li> </ol>
<p>県外自治体との広域応援・受援体制の整備(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県横手市と災害時相互援助協定を締結している。</li> <li>・大規模災害を想定して、自治体や事業所、団体等との応援体制を構築する必要がある。</li> </ul>
<p>技術職員等による応援体制の構築(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生した場合は、「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、応援調整市町村を通じた市町村間の相互協力が必要。</li> </ul>
<p>技術職員等による応援体制の構築(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師等の技術職は不足している。</li> </ul>

<p>1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）</p>
<p>自主防災組織の結成及び活性化支援(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティを中心として防災活動を自主的かつ組織的に実施する自主防災組織の結成を促してきた。自主防災組織が効果的に活動を行えるよう、組織が実施する業務を明確にしたうえで、防災活動に必要な資機材の整備を進める必要がある。</li> <li>・自主防災組織の中核となって活動する人材の育成に努める必要がある。</li> </ul> <p>[現状] 自主防災組織の結成状況：100%</p>
<p>2 1-2 個別分野・住宅・都市</p>
<p>住宅・大規模建築物の耐震化等(観光商工課)</p> <p>《大規模建築物の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震化を働きかけているが未改修の施設がある。</li> </ul>
<p>住宅・大規模建築物の耐震化等(建設課)</p> <p>《住宅・ブロック塀等の耐震化等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるが、住民の耐震化に対する意識が低い状況にある。</li> <li>・倒壊のおそれのあるブロック塀は現状では無い。</li> </ul> <p>《住宅・建築物の耐震・耐風対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来による人的被害、住宅・建築物の損壊等の被害が想定される。</li> </ul>
<p>発災時の応急仮設住宅の確保等(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により住家が滅失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者の生活の場を確保するため、応急仮設住宅を確保する必要がある。</li> </ul>
<p>公営住宅の老朽化対策(建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等長寿命化計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進する必要がある。</li> </ul>
<p>空き家対策(ふるさと振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少社会の到来に伴い、空き家が増加傾向にある。</li> <li>・空き家の中でも特に、倒壊のおそれがある空き家や住宅密集地の空き家は、暴風雨や積雪による倒壊により近隣住宅や通行人への被害発生リスクが高く、また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。</li> </ul>

## 2 1-2 個別分野・住宅・都市（つづき）

水道施設の防災機能の強化(上下水道課) ・大規模災害が発生した場合、水道施設の被害により飲料水の供給が長期間停止する恐れがあることから、老朽化した水道施設や基幹管路等の更新等により耐災性を高め、安定した水の供給を確保する必要がある。
応急給水の確保に係る連携体制の整備(上下水道課) ・大規模災害が発生した場合であっても、飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達や供給方法について整備する必要がある。
災害時等における下水道復旧支援に関する協定(総務課) [現状] 西和賀町上下水道災害安全協力会
災害時等における下水道復旧支援に関する協定(上下水道課) ・岩手県と下水道事業（類似する集落排水事業を含む。）実施全 33 市町村の連名で、日本下水道管路管理業協会と下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結し、岩手県が窓口となり、協会への支援要請をすることとしている。
下水道施設の防災機能の強化(上下水道課) ・大規模災害が発生した場合、長時間にわたる機能停止は、疫病及び感染症等の発生が予想されるため、公共下水道事業業務継続計画（BCP：平成 26 年度策定済み）に基づき計画的に対策を進めていく必要がある。 ※本町の処理施設は耐震化済
内水危険個所の対策(総務課) ・内水に関するハザードマップは作成していない。
内水危険個所の対策(上下水道課) 《内水危険箇所のソフト対策》 ・令和 2 年度に下水道エリア内で浸水被害が発生したが、下水道への浸水は無かった。内水ハザードマップについては未策定となっている。 《内水危険箇所のハード対策》 ・特定環境保全公共下水道と農業集落排水が分流式として雨水は入らない管であり平成 15 年度で整備済みとなっている。

## 3 1-3 個別分野・保健医療・福祉

病院・社会福祉施設等の耐震化(健康福祉課) 《社会福祉施設等の耐震化》 ・新耐震基準前に建設された施設で介護保険施設として使用している 2 施設については、耐震診断未実施の施設がある。
--

<p>3 1-3 個別分野・保健医療・福祉（つづき）</p>
<p>病院・社会福祉施設等の耐震化(町立西和賀さわうち病院)</p> <p>《病院の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に医療救護活動の拠点となる町立病院1病院については、耐震化済である。</li> </ul>
<p>災害時における医療提供体制の構築(健康福祉課)</p> <p>《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に在宅において非常用電源装置の必要な者の実態把握は未着手である。</li> <li>・災害時における在宅酸素など非常用電源の必要な者に対応した設備は確保していない。</li> <li>・各行政区（29行政区）に非常用発電機を配置している。</li> <li>・介護施設等における非常用電源装置の確保については、10施設中5施設となっている。</li> </ul> <p>《災害時における医療機能の維持》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣医療チーム（DMAT）の支援を受けて対応する。</li> <li>・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の支援を受けて対応する。</li> </ul> <p>[現状]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣医療チーム（DMAT）の受け入れ体制の確保ができていない。</li> <li>・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の受け入れ体制確保ができていない。</li> </ul>
<p>災害時における医療提供体制の構築(町立西和賀さわうち病院)</p> <p>《災害時における医療機能の維持》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町立西和賀さわうち病院において、非常電源施設を確保している。</li> <li>・医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、BCPの策定等により事業継続性を確保する必要がある。</li> </ul>
<p>医療情報のバックアップ体制の構築(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療情報ネットワークにより分娩取扱等医療機関へ情報提供している。</li> <li>・岩手中部地域医療情報ネットワークにより診療情報等共有している。</li> </ul>
<p>医療情報のバックアップ体制の構築(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した経験を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進する必要がある。</li> </ul>
<p>ドクターヘリの運航確保(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において、機動的にドクターヘリを活用するための体制整備を進める必要がある。</li> <li>・町内24ヵ所にドクターヘリランデブーポイントを設定</li> </ul>

<p>3 1-3 個別分野・保健医療・福祉（つづき）</p>
<p>ドクターヘリの運航確保(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドクターヘリの運航を確保するため、町立西和賀さわうち病院の敷地内にヘリポートを設置している。</li> </ul>
<p>福祉避難所の指定・協定締結(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所は指定されていない。</li> </ul>
<p>避難行動要支援者名簿の作成・活用(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づき作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿については、健康福祉課が調製した名簿を自主防災組織に提供している。</li> </ul>
<p>避難行動要支援者名簿の作成・活用(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西和賀町災害時要援護者避難支援計画に基づく要援護者名簿を作成している。</li> <li>・要援護者名簿者のうち災害時の避難時に支援の必要な者の特定を行う。</li> </ul>
<p>感染症対策(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所内でのまん延を予防するため、感染症対策を徹底する必要がある。</li> <li>・感染症の集団発生に備えて感染制御研修を受講するなど、町職員のスキルアップを図る必要がある。</li> <li>・被災地では、臨時のサーベイランス体制を構築し集団感染の兆候を早めに探知し、医療関係機関等関係者間で情報連携を図る必要がある。</li> </ul>
<p>感染症対策(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等の感染症予防の健康管理を行うため、避難所巡回を行う。</li> <li>・I C A T（感染制御支援チーム）の応援を受けて対応する。</li> </ul>
<p>要配慮者等への支援(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への支援が必要になる。</li> <li>・避難に際して、自力で避難が困難な避難行動要支援者に対しては、安否を確認し避難の手助けが必要。</li> <li>・要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備が必要である。</li> </ul>

### 3 1-3 個別分野・保健医療・福祉（つづき）

要配慮者等への支援(健康福祉課)

《福祉避難所等における福祉的支援》

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の支援を受けて対応する。
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の受け入れ体制確保ができていない。

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

- ・認知症高齢者及びその家族が安心して避難所生活を送れるよう、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図る必要があることから、認知症サポーターの養成に取り組んだ結果、サポーター数は順調に増加しているが、今後も認知症高齢者の増加が見込まれていることから、取組を継続する必要がある。
- ・災害時等において介護保険施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。
- ・災害時に、避難する際や避難所において、地域住民の協力を得ながら障がい者が必要な支援を受けられるよう、平常時から障がいについての理解促進を図る必要がある。
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の支援を受けて対応する。

[現状]

- ・認知症サポーター令和元年度受講者数：110人
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の受け入れ体制確保ができていない。

《災害時における福祉機能の維持》

- ・介護保険施設等において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める必要がある。

要配慮者等への支援(町立西和賀さわうち病院)

- ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、国県及び関係団体、事業者と連携した災害用医薬品の供給体制等を整備する必要がある。

### 4 1-4 個別分野・産業

物流機能の維持・確保(総務課)

- ・災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、緊急物資等の集積・輸送等の中核となる物資集積・輸送拠点を定める。

[輸送拠点]

湯田農業者トレーニングセンター、沢内農業者トレーニングセンター

#### 4 1-4 個別分野・産業（つづき）

##### 企業における業務継続体制の強化(総務課)

・自然災害による地域経済への影響を最小限とするため、中小企業への事前の防災・減災対策（事業継続力強化計画）の普及啓発や策定支援を図る必要がある。

##### 企業における業務継続体制の強化(観光商工課)

・自然災害による地域経済への影響を最小限とするため、岩手県及び商工団体等と連携した中小企業への事前の防災・減災対策（事業継続力強化計画）の普及啓発や策定支援を図る必要がある。

##### 被災企業への金融支援(総務課)

・災害発生後、罹災した中小企業者を対象として岩手県が講じる融資制度等について、本町は、広報や相談窓口の設置等により岩手県と協力して早期に経営の安定化を図られるよう支援を行う必要がある。

##### 被災企業への金融支援(観光商工課)

###### 《制度融資による円滑な資金供給》

・災害発生後、災害救助法の適用区域に関わらず、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、制度融資の弾力的な運用を図る必要がある。

###### 《甚大な災害発生時における相談対応》

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置している。

・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。

##### 緊急車両等への石油燃料供給の確保(総務課)

・災害時において、緊急通行車両等への燃料を安定的に確保するため、石油商業協同組合との間で協定を締結している。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

[現状]

応援協定先：岩手県石油商業協同組合北上地区支部

##### 再生可能エネルギーの導入促進(企画課)

・平成24年7月から始まった固定価格買取制度により、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいる。

・全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、引き続き再生可能エネルギーの導入促進を図る必要がある。

・風力や地熱については、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。

#### 4 1-4 個別分野・産業

<p>再生可能エネルギーの導入促進(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設や民間施設における木質バイオマスボイラー等の燃焼機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス発電施設等の大口木質燃料需要に対する、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を進める必要がある。</li></ul>
<p>電力系統の接続制約の改善等(企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 再生可能エネルギーの適正な導入に向け、送配電網の強化や、地域、環境に配慮した制度改善等に向けて国に働きかけるなどの取組を推進する必要がある。</li></ul>
<p>生産技術の復旧支援体制(農業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 震災や気象災害を受けた地域においては、農業者や住民の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要がある。</li></ul>
<p>生産技術の復旧支援体制(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 震災や気象災害を受けた農林漁業者の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、生産事業再開に向けた取組を支援していく必要がある。</li></ul>
<p>県産食料品の供給体制の強化(農業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。</li><li>・ 災害時はもとより、今後の人口減少の進行も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の育成など県産食料品の供給体制を強化し、災害時の際の食料等の提供について、食料品製造事業者と合意形成を図る必要がある。</li></ul>
<p>県産食料品の供給体制の強化(観光商工課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害時において安定的に食料の供給を行うためには、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。</li><li>・ 災害時はもとより、今後の人口減少の進行も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の育成など県産食料品の供給体制を強化し、災害時の際の食料等の提供について、食料品製造事業者と合意形成を図る必要がある。</li></ul>

#### 5 1-5 個別分野・国土保全・交通

<p>1-5 (1) 道路施設の整備等(農業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 一定要件農道橋の点検診断の実施率は 100.0% (H30) となっている。</li></ul>
---

5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）
<p>1-5（1）道路施設の整備等(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断の実施率は73.0%（R1）となっている。</li> <li>・インフラ長寿命化個別施設計画を作成し、5年に一度のサイクルで林道橋等の定期点検を実施する。また、点検結果に基づき、維持管理・修繕を実施する。</li> </ul>
<p>1-5（1）道路施設の整備等(建設課)</p> <p>《幹線道路等の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における円滑な救急活動や救助物資の輸送、円滑な避難を行うため、国道及び県道の整備に協力するとともに、町道の計画的な整備を推進する必要がある。</li> </ul> <p>《道路施設の防災及び老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設の防災対策について、道路施設点検(法面・土工構造物等)の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める必要がある。</li> <li>・橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。</li> </ul>
<p>1-5（2）防雪設備等の整備(建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防雪柵、雪崩防止柵などの防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備は、冬期交通確保のため除雪事業と一体的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、整備をより推進する必要がある。</li> </ul>
<p>1-5（3）立ち往生車両の未然防止(建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結抑制剤の散布を行っていく必要がある。</li> </ul>
<p>1-5（4）鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備(企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の輸送に必要な機能を維持する必要がある。</li> <li>・発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある。関係機関へ働きかける必要がある。</li> <li>・発災時における事故発生防止や代替輸送手段の確保に向けて、関係機関が連携して情報収集を行い、共有化を図るなど、災害対応マニュアルに基づき対応する必要がある。</li> </ul>
<p>1-5（9）河川改修等の治水対策(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年に「和賀川」が水位周知河川に指定され、さらに令和3年には洪水浸水想定区域が指定される見込みとなっている。</li> <li>・水防法に基づき、洪水浸水想定区域が指定された場合には、洪水ハザードマップの作成が義務付けられており、岩手県の区域指定に伴い、本町の防災ハザードマップに反映させる必要がある。</li> </ul>

5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）	
1-5（9）河川改修等の治水対策(建設課)	<p>《河川整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録的な豪雨や局地的豪雨に対処するため河川改修等の整備を実施する必要がある。</li> </ul> <p>《立木伐採と堆積土砂の撤去》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流下能力を発揮できるようにするため河川支障木や河道の堆積土砂の除去を実施する必要がある。</li> </ul>
1-5（10）砂防施設等の整備による土砂災害対策(林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害により著しい被害が生じるおそれがある区域に立地する住宅等については、住宅の建替え等の時期を捉えて移転、改修を行うなど、土砂災害からのリスクを考慮したまちづくりを進める必要がある。</li> </ul>
1-5（10）砂防施設等の整備による土砂災害対策(建設課)	<p>《土砂災害対策施設の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害のおそれがある箇所を対象に、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害対策施設の整備を県が進めているが、土砂災害危険箇所整備率が低い状況にある。</li> </ul>
1-5（11）農山村地域における防災対策(農業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</li> <li>・ため池や農業用ダムの漏水・決壊を防止するため、計画的にため池等の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池決壊の浸水想定図に基づいた、ハザードマップの作成と地域住民への公表を行い、防災訓練等に活用するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。</li> </ul> <p>[現状]</p> <p>農村地域の防災・減災対策着手施設数：4箇所（H25）</p> <p>ハザードマップ作成等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合：100%（R2）</p>
1-5（11）農山村地域における防災対策(林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、国及び岩手県と連携した治山事業や森林整備による公益的機能の維持・強化を進める必要がある。</li> </ul>
1-5（12）警戒避難体制の整備(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域が指定された場合は、警戒区域内の住民に対して土砂災害に関する情報を伝達する。</li> </ul>

5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）	
1-5（12）警戒避難体制の整備（総務課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定を促す必要がある。</li> <li>・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、土砂災害ハザードマップを作成する必要がある。</li> <li>・追加指定された土砂災害警戒区域について、ハザードマップを更新する必要がある。</li> </ul> <p>[現状]</p> <p>土砂災害警戒区域 192ヶ所</p>
1-5（12）警戒避難体制の整備（観光商工課）	<p>《登山者の安全対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登山者の安全確保のため、必要に応じて情報発信を行う必要がある。</li> </ul>
1-5（13）住民等への災害情報伝達の強化（総務課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象の予報、警報等及び災害が発生するおそれがある異常な現象に係る伝達、通報を迅速かつ確実に実施する必要がある。</li> <li>・通信設備が被災した場合においても、気象予報・警報等を関係機関に伝達できるよう、通信手段の複数化に努める必要がある。</li> </ul>
1-5（19）森林資源の適切な保全管理（林業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の有する国土保全や洪水緩和等の多面的機能の維持・増進を図るため、岩手県や関係団体と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める必要がある。</li> <li>・山火事を防止するための普及啓発や、森林・林業再生基盤づくり交付金を活用した、初期消火体制の整備など、地域の防災体制を強化する取組の充実・強化を図る必要がある。</li> <li>・森林の多面的機能の発揮を図るため、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等で構成する活動組織が実施する里山林の保全管理活動等を支援する必要がある。</li> </ul>
1-5（20）農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（農業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産物の供給基地としての役割を果たすため、農業水利施設等の整備や長寿命化対策、自然災害に備えた漁港施設の整備や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。</li> </ul>

5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）	
1-5（20）農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（農業振興課）	<p>・農道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、関係市町村との連携を強化していく必要がある。</p> <p>[現状]</p> <p>農業用排水路等の長寿命化対策着手施設数：0 施設（R1）</p> <p>基幹農道の全対策整備延長：0.0km（R1）</p>
1-5（20）農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化（林業振興課）	<p>・林産物の供給基地としての役割を果たすため、林業施設等の整備や長寿命化対策、自然災害に備えた整備や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。</p> <p>・林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、県との連携を強化していく必要がある。</p> <p>[現状]</p> <p>林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備：0%（R1）</p>
1-5（21）災害廃棄物処理対策（総務課）	<p>・災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、岩手県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。</p> <p>・本町と県産業資源循環協会が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。</p>
1-5（21）災害廃棄物処理対策（町民課）	<p>・災害が発生した場合、速やかに災害廃棄物を処理するため、処理に係る初動、仮置場の設置・管理、収集運搬・処理のフロー等、災害廃棄物が発生した場合の具体的な処理、体制定める「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。</p> <p>[現状]計画未策定</p>
1-5（22）地籍調査の実施（税務課）	<p>・事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興を円滑に実施するためには、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。</p> <p>[現状]</p> <p>地籍調査進捗率：100.0%（R1） 全国 52.0%（R1）</p>

5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）
1-5（24）渇水対策（農業振興課） ・異常少雨、暖冬等に伴う渇水が発生すると、水道施設における断水、農作物被害など、住民生活に広範囲な影響が生じる。
1-5（25）温泉供給の維持（観光商工課） ・災害が発生した場合、温泉事業者と連携して、源泉及び温泉供給施設等の被災状況を確認できる体制を構築する必要がある。

6 2-1 横断的分野・リスクコミュニケーション
災害情報システムの整備（総務課） ・災害時における通信を確保するため、情報通信技術の活用及び通信施設の整備に努めるとともに、通信連絡系統を定め、通信手段の適切な運用を図る必要がある。 ・災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める必要がある。 ・J-アラートとIP告知サービスを接続している。
災害情報システムの整備（町民課） 《災害情報の円滑な伝達・災害情報システムの整備》 [現状] J-アラートを接点接続して伝達する防災告知端末を整備（R2.3.31時点の告知端末加入世帯1,882/2,279（82.6%））
災害情報システムの整備（観光商工課） 《登山者の安全対策》 ・登山者の安全確保のため、必要に応じて情報発信を行う必要がある。
孤立集落を想定した防災訓練の実施等（総務課） ・土砂災害や雪崩等による交通の途絶により孤立が想定され、孤立集落の発生を想定した防災訓練を実施する必要がある。

7 2-2 横断的分野・老朽化対策
水道施設等の老朽化対策（上下水道課） 《水道施設の防災機能の強化》 ・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。

7 2-2 横断的分野・老朽化対策（つづき）	
下水道施設等の老朽化対策(上下水道課)	<p>《下水道施設の老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設については、現施設の適切な維持管理により長寿命化を図る必要がある。</li> </ul>
道路施設の老朽化対策(町民課)	<p>《交通安全施設の老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した交通安全施設(道路反射鏡)の更新整備を行う必要がある。</li> </ul>
道路施設の老朽化対策(農業振興課)	<p>《農道等の老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定要件農道橋の点検診断の実施率は100%(H30)となっている。</li> <li>・農道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進めるため、県との連携を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>[現状]</p> <p>緊急輸送道路の要対策箇所(ランクA)0箇所のうち、0箇所で事業進捗中 基幹農道の保全対策整備延長:0.0km(R1)</p>
道路施設の老朽化対策(林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋の点検診断の実施率は73.0%(R1)となっている。</li> <li>・インフラ長寿命化個別施設計画を作成し、5年に一度のサイクルで林道橋等の定期点検を実施する。また、点検結果に基づき、維持管理・修繕を実施する。</li> </ul>
道路施設の老朽化対策(建設課)	<p>《道路施設の老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路施設(橋梁、トンネル)の個別施設計画は策定済みであるが、今後、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。</li> <li>・異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。</li> <li>・その他、舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。</li> </ul>
河川管理施設の老朽化対策(建設課)	<p>《河川管理施設の老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した護岸の補修等適切な維持管理を推進していく必要がある。</li> </ul>

## 8 2-3 横断的分野・人口減少・少子高齢化対策

### 防災ボランティアの活動支援(総務課)

・防災ボランティアによる支援が効率的に行われるよう、ボランティアを受け入れる力(受援力)を高めるため、行政、社会福祉協議会、NPO等の民間団体による三者連携の取組を促進する必要がある。

## 9 2-4 横断的分野・人材育成

### 防災人材の育成(総務課)

・災害による被害の軽減を図るためには、公的な組織の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の重要性が高まっている。

・岩手県が派遣する岩手県地域防災サポーター等を活用し、自主防災組織の活動の重要性について講習を行う等、組織化及び活動の活性化を図るほか、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。

### 防災人材の育成(生涯学習課)

#### 《防災人材の育成》

・災害による被害の軽減を図るためには、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の重要性が高まっている。

### 農林水産業の担い手の確保・育成(農業振興課)

・本町の農林水産業は、生産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている。

#### 《リーディング経営体や新規就農者の確保・育成》

・地域農業をけん引する経営体を育成するとともに、若年層の新規就業や企業の農業参入など多様な担い手を確保していく必要がある。

#### 《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》

・岩手県産材の安定供給体制の構築に向けて、意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、林業技能者の育成などに取り組む必要がある。

#### 《水産業における経営体の育成、新規就業者の確保》

・専業漁家の経営基盤の強化や、新規就業者の受入環境の整備などにより、生産性・収益性の高い中核的漁業経営体の育成や新規漁業就業者の確保に取り組む必要がある。

#### [現状]

リーディング経営体の育成数(累計)：1経営体(R2)

いわてアグリフロンティアスクール修了生(累計)：6人(R1)

#### 9 2-4 横断的分野・人材育成（つづき）

##### 農林水産業の担い手の確保・育成(林業振興課)

- ・林業は、生産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている。
- ・岩手県産材の安定供給体制の構築に向けて、意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、林業技能者の育成などに取り組む必要がある。

##### 建設業等の担い手の確保・育成(建設課)

###### 《建設業の担い手の確保・育成》

- ・災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設業における担い手の育成・確保を図る必要がある。
- ・建設業における担い手不足のため、ICTの活用等による生産性の向上が必要である。

#### 10 2-5 横断的分野・官民連携

##### 【再掲】支援物資の供給等に係る連携体制の構築(総務課)

- ・各行政区（29行政区）に非常用発電機を配置している。
- ・災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資の確保を行うとともに、住民及び事業所における物資の備蓄を促進する必要がある。
- ・物資等を確保するために災害時における応援協定を締結し、他市町村及び関係団体からの物資調達に係る体制を整備する必要がある。

##### 【再掲】支援物資の供給等に係る連携体制の構築(健康福祉課)

###### 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

- ・災害時に在宅において非常用電源装置の必要な者の実態把握は未着手である。
- ・災害時における在宅酸素など非常用電源の必要な者に対応した設備は確保していない。

##### 【再掲】支援物資の供給等に係る連携体制の構築(観光商工課)

###### 《支援物資の供給等に係る協力要請等》

- ・災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について県及び事業者へ協力要請することとしている。

##### 【再掲】支援物資の供給等に係る連携体制の構築(町立西和賀さわうち病院)

- ・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、国、岩手県及び関係団体、事業者と連携した災害用医薬品の供給体制等を整備する必要がある。

10 2-5 横断的分野・官民連携

鉄道の耐災害性確保・体制整備(企画課)

・発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある、関係機関へ働きかける必要がある。

災害時連携体制整備(総務課)

・本町が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。

[現状]

にしわが建設会、西和賀町建築災害安全協力会

## 第5章 脆弱性評価に基づく対応方策

### 1 個別施策分野

本町の強靱化に向けて、主に本町が取り組むべき、個別施策分野ごとの対応方策は次のとおりです。

<b>1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育</b>
災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化(総務課) ・大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす湯田庁舎及び沢内庁舎の耐震化を進めている。
避難場所及び避難所の指定・整備(総務課) ・避難所は、自主防災組織(住民)と本町が連携して運営を行うものであることから、避難施設の充実を図るとともに避難所運営訓練を行い運営に携わる者が効果的に活動できる体制を整える。 ・避難施設が有する災害危険度を判定し避難所の指定の見直しを行う。 ・災害リスクを有する避難施設については、リスクに関する情報を施設に掲示するほか避難先とする場合の注意事項等、住民説明等により周知を図るものとする。
避難勧告等発令基準の策定(総務課) ・避難勧告等については、警戒レベルを用いて適切なタイミングで発令する。 ・発令基準は、近年の災害を踏まえた発令基準に逐次見直しを行うものとする。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(総務課) ・本町、岩手県、その他防災関係機関は、その備蓄する物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。 ・支援物資が不足する場合には、岩手県等に供給、あつせんを要請する。その他、企業、団体等から提供される救援物資を受け入れる。 ・災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(健康福祉課) 《要配慮者(難病患者等)への医療的支援》 ・在宅酸素など非常用電源を必要とする者については、医療機関からの対応が難しい場合は、公的施設を活用しての電源供給が可能となるよう取り組む。
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(観光商工課) 《支援物資の供給等に係る協力要請》 ・災害発生時に物資を調達する必要があると認められる場合に、岩手県及び事業者と協力要請し救援物資の受入れや供給を行う。

1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
<p>支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害用医薬品の供給体制等の整備を推進し、国、岩手県及び関係団体、事業者との連携強化を図る。</li> </ul>
<p>文化財の耐震化等(生涯学習課)</p> <p>《文化財の保存対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、民俗資料館及び美術館等における展示方法・収蔵方法等の点検や、文化財の保存対策を進める。</li> </ul>
<p>災害対処能力の向上(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応業務を円滑に処理するために必要なマニュアル等の整備に努める。</li> <li>・「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成・強化を図る。</li> <li>・自主防災リーダーの育成等には、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、専門家の活用を図るものとする。</li> </ul>
<p>災害対処能力の向上(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に対応できるよう町職員の訓練を行う。</li> </ul>
<p>災害対策用装備資機材等の更新整備(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線局の設備更新の検討を進める。</li> </ul>
<p>消防本部・消防署等庁舎の強化(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新消防署に隣接する町立西和賀さわうち病院との業務連携による円滑な救急体制の向上、本町の消防防災の中核を担う拠点施設として、より一層の消防防災体制の充実を図る。</li> </ul>
<p>消防団活動の充実強化(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。</li> </ul>
<p>防災ヘリコプターの円滑な運航の確保(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において、広域的かつ機動的な対応を図るため、防災ヘリコプターによる災害応急対策活動等を実施する。</li> </ul>
<p>防災ヘリコプターの円滑な運航の確保(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリコプターを保有する防災関係機関との連携体制を確立するとともに、大規模災害の発生時における活動の効率的な調整を図る。</li> </ul>
<p>防火対策(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法に定める防火対象物の防火管理体制の強化を図る。</li> </ul>

<p>1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）</p>
<p>防火対策(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法に定める既存特定防火対象物の火災から人命の安全確保を図るため、現行基準に基づく消防用施設等の設置及びその適正な維持管理を指導する。</li> <li>・事業場、住家、その他の防火対象物から火災の予防及び火災による被害の軽減を図るため、防火査察の強化並びに一般住民に対する防火思想及び防災知識の普及活動を推進し、火災予防の徹底を期するよう指導する。</li> </ul>
<p>学校施設・公立社会体育施設等の耐震化(学務課)</p> <p>《公立学校施設・公立社会体育施設等の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内小中学校の耐震診断の結果、耐震基準未満であった小学校2校、中学校1校について、個別に方針を検討し、小学校1校、中学校1校については平成24年度までに耐震補強工事を完了し、平成25年度に小学校1校を解体し、耐震化への対応を完了している。今後も学校施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図り、学校の安全を確保する取組を推進する。</li> </ul>
<p>学校施設・公立社会体育施設等の耐震化(生涯学習課)</p> <p>《公立社会体育施設等の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育施設の安全確保及び避難場所としての防災機能強化を図るため、引き続き施設の耐震対策など安全を確保する取組を推進する。</li> <li>・未策定である個別施設計画の策定を進めていくとともに、計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。</li> </ul>
<p>学校防災体制の確立(学務課)</p> <p>《危機管理マニュアルの見直し・検証》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。</li> <li>・毎年度当初に各学校に危機管理マニュアルの提出を求める。</li> </ul> <p>《継続的な防災訓練や防災教育等の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における教育計画に防災教育及び防災訓練を位置づけることを推進する。</li> </ul>
<p>防災教育の推進(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</li> </ul>
<p>防災教育の推進(学務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度岩手県が開催する防災教育研修会に、町立の小中学校の防災担当の教職員等を参加させる。</li> <li>・学校における防災教育を推進する。</li> </ul>

1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
<p>行政情報通信基盤の耐災害性強化(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による行政データ消失に備え、確実なデータ保管・バックアップを行うため、本町が保有する行政システムのクラウド化を実施する。</li> </ul>
<p>行政情報通信基盤の耐災害性強化(企画課)</p> <p>《市町村行政システムのクラウド化の推進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎被災時に行政機能を停止させないため、行政システムのクラウド化を推進する。</li> </ul>
<p>情報通信利用環境の整備(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者との連絡体制を維持する。</li> </ul>
<p>情報通信利用環境の整備(企画課)</p> <p>《携帯電話等エリア整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消するため、国の携帯電話等エリア整備事業を活用して携帯基地局の整備を検討するとともに、通信事業者への働きかけを行う。</li> </ul> <p>《民放ラジオ難聴解消》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に多くの住民に対し情報伝達を行うため、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用した中継局の整備を検討するなど、ラジオの難聴解消に取り組む。</li> </ul>
<p>情報通信利用環境の整備(町民課)</p> <p>《ブロードバンド利用環境整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災告知の観点から、総務課と連携して加入促進を図る。（申請に基づき設置し、負担金、設備利用料を徴収するため義務ではない）</li> </ul>
<p>防災訓練の推進(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、防砂関係機関、住民に参加を呼びかけ、訓練の目的を明確にしたうえで防災訓練を実施する。</li> </ul>
<p>県外自治体との広域応援・受援体制の整備(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害が発生した場合に、災害対策要員、物資等について広域的な応援を受けられるよう全国の自治体との相互応援協定を締結するよう努める。</li> <li>・災害時に迅速に応援を受けられるよう集結地の事前指定、応援先との連絡担当者の把握等の受援体制の整備に努める。</li> </ul>

1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育（つづき）
<p>技術職員等による応援体制の構築(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」等に基づき、災害時における応援要請を行う。</li> <li>・大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、速やかに応援体制を構築する。</li> <li>・所管する事務に係る団体等と応援協定の締結を進める。</li> </ul>
<p>技術職員等による応援体制の構築(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な専門職の確保に取り組む。</li> </ul>
<p>自主防災組織の結成及び活性化支援(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が、「自分たちの地域は地域のみんで守る」という、自主的な防災活動を推進するため、自主防災組織の育成、強化を図る。</li> <li>・地域消防防災の要として重要な役割を担う消防団は、自主防災組織においても中核を担うことからその活性化を推進する。</li> </ul>

2 1-2 個別分野・住宅・都市
<p>住宅・大規模建築物の耐震化等(観光商工課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物の耐震化を促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業及び県の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を活用し、引き続き県と連携しながら耐震化を働きかける。</li> </ul>
<p>住宅・大規模建築物の耐震化等(建設課)</p> <p>《住宅・ブロック塀等の耐震化等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化を一層促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施し、安全対策を促進する。</li> </ul> <p>《住宅・建築物の耐震・耐風対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来物による被害を抑制するため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、岩手県と連携しながら安全対策を促進する。</li> </ul>
<p>発災時の応急仮設住宅の確保等(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時に備え、応急仮設住宅を早急に確保するための供給手順を確認しておく。</li> </ul>
<p>公営住宅の老朽化対策(建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。</li> </ul>

2 1-2 個別分野・住宅・都市（つづき）	
空き家対策(ふるさと振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊の可能性のある空き家については、特定空き家に認定のうえ、国の密集市街地総合防災事業や空き家対策総合支援事業等を活用した撤去を検討する。</li> <li>・不良住宅等の発生抑制のため、利用可能なものは活用するとの考えのもと、空き家バンクへの登録の促進、取得、修繕等への助成による移住定住・交流の促進、空き家活用等に取り組む人材サポート等への支援によるまちづくり・住まいづくりを推進する。</li> </ul>
水道施設の防災機能の強化(上下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害に備え、給水機能を確保するため、今後の水需要等を踏まえた水道施設・基幹管路等の計画的な老朽化対策を促進する。</li> </ul>
応急給水の確保に係る連携体制の整備(上下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害が発生し、水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との連携に取り組み、水道施設が損傷した場合の応急給水体制整備に努める。</li> </ul>
災害時等における下水道復旧支援に関する協定(上下水道課)	<p>《岩手県と市町村との連絡体制強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、岩手県と市町村との連絡体制強化を図る。</li> </ul>
下水道施設の防災機能の強化(上下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害が発生した場合に備え、国土交通省より示された「下水道BCPマニュアル2019年版（地震・津波、水害編）」を基に公共下水道事業業務継続計画（BCP）の見直しを継続的に行い、防災機能強化を図る。</li> </ul>
内水危険個所の対策(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内水氾濫が想定される区域について、本町防災ハザードマップへの掲載を検討する。</li> </ul>
内水危険個所の対策(上下水道課)	<p>《内水危険箇所のソフト対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水した区域をマップ化し災害時には重点的に見回る。</li> </ul> <p>《内水危険箇所のハード対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水被害の可能性のある家屋に対して、助言等を実施する。</li> </ul>

<p>3 1-3 個別分野・保健医療・福祉</p>
<p>病院・社会福祉施設等の耐震化(健康福祉課)  《社会福祉施設等の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早急な避難の困難な方が多く利用する施設で耐震診断未実施の施設については診断を実施するよう促すほか、耐震不足の場合は、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用し耐震化に取り組むよう指導する。</li> </ul>
<p>病院・社会福祉施設等の耐震化(町立西和賀さわうち病院)  《病院の耐震化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点の町立西和賀さわうち病院は耐震化済みであるが、継続して国の医療提供体制整備交付金を活用した施設改修等の促進を図る。</li> </ul>
<p>災害時における医療提供体制の構築(健康福祉課)  《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅酸素など非常用電源を必要とする者については、医療機関からの対応が難しい場合は、公的施設を活用しての電源供給が可能となるよう取り組む。</li> </ul> <p>《災害時における医療機能の維持》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣医療チーム（DMAT）の受入拠点及び連携調整者の確保に取り組む。</li> <li>・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の受入拠点及び連携調整者の確保に取り組む。</li> </ul>
<p>災害時における医療提供体制の構築(町立西和賀さわうち病院)  《災害時における医療機能の維持》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、BCPの策定等により事業継続性を確保する。</li> </ul>
<p>医療情報のバックアップ体制の構築(健康福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療情報ネットワークにより分娩取扱等医療機関へ情報提供に引き続き取り組む。</li> <li>・岩手中部地域医療情報ネットワークにより診療情報等の共有に引き続き取り組む。</li> </ul>
<p>医療情報のバックアップ体制の構築(町立西和賀さわうち病院)  《全県的な医療情報の連携、バックアップの前提である医療情報の電子化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各保健医療圏における医療・健康情報の共有基盤整備など、岩手県や関係機関と連携した医療情報連携を推進する。</li> </ul>
<p>ドクターヘリの運航確保(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、専用の場外離着陸場の整備やランデブーポイントの確保等を進める。</li> </ul>
<p>ドクターヘリの運航確保(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドクターヘリと消防機関との連携の緊密化及びヘリ運用の習熟を目的とした取組を推進する。</li> </ul>

3 1-3 個別分野・保健医療・福祉（つづき）	
福祉避難所の指定・協定締結(健康福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者避難支援計画に基づき、福祉施設等と協定を締結し福祉避難所として指定する。</li> </ul>
避難行動要支援者名簿の作成・活用(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉課から提供を受けた避難行動要支援者名簿を自主防災組織に提供し、平常時からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導など、地域支援体制の充実を図る。</li> </ul>
避難行動要支援者名簿の作成・活用(健康福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難に支援を要する者の特定及び個別計画については、自主防災組織の取組を支援する。</li> </ul>
感染症対策(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症のまん延を防止するため、関係機関と連携し必要な措置を講じる。</li> <li>・感染症対策など、健康管理に関し住民に適切な情報提供を行う。</li> </ul>
感染症対策(健康福祉課)	<p>《町民への適切な情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策など、健康管理に関し町民に適切な情報提供を行う。</li> </ul>
要配慮者等への支援(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。</li> <li>・避難行動要支援者名簿を作成し、警察、消防、社会福祉協議会、住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを進める。</li> <li>・指定避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて障がい者用トイレ、生活に必要な資機材の調達先の確認、協定の締結等に努める。</li> <li>・指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて社会福祉協議会等と協定を締結し、福祉避難所の指定するよう努める。</li> <li>・広報活動にあたっては、被災者の必要とする情報を選定し、特に要配慮者が必要とする情報について配慮する。また、広聴活動にあたっては、被災者の相談、要望等を広く聴取するものとし、特に要配慮者の相談、要望等について配慮する。</li> </ul>

3 1-3 個別分野・保健医療・福祉（つづき）
<p>要配慮者等への支援(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要配慮者については、民生児童委員、社会福祉協議会、福祉ボランティア等の巡回により状況把握や支援を行う。</li> <li>・応急仮設住宅の入居者選定にあっては、要配慮者の優先入居、コミュニティの維持・構築に配慮する。</li> </ul>
<p>要配慮者等への支援(健康福祉課)</p> <p>《福祉避難所等における福祉的支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害派遣福祉チーム（DWAT・DCAT）の受入拠点及び連携調整者の確保に取り組む。</li> </ul> <p>《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人を見守り、支え合う地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を継続し、認知症に対する正しい知識と理解の普及を図る。</li> <li>・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。</li> </ul> <p>《災害時における福祉機能の維持》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める。</li> </ul>
<p>要配慮者等への支援(町立西和賀さわうち病院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害用医薬品の供給体制等の整備を推進し、国県及び関係団体、事業者との連携強化を図る。</li> </ul>

4 1-4 個別分野・産業
<p>物流機能の維持・確保(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の輸送にあたっては、岩手県及び本町の物資集積・輸送拠点を経て、各指定避難所へ物資が届けられるよう緊急輸送ネットワークの形成を図る。</li> </ul>
<p>企業における業務継続体制の強化(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の事前の防災・減災対策を促進するため、商工団体等と連携し、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を行う。</li> </ul>
<p>企業における業務継続体制の強化(観光商工課)</p> <p>《中小企業の事業継続計画の策定促進》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の事前の防災・減災対策を促進するため、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援など県及び商工団体と連携した取組を行う。</li> </ul>
<p>被災企業への金融支援(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資など、岩手県が講じる措置に協力する。</li> </ul>

#### 4 1-4 個別分野・産業（つづき）

##### 被災企業への金融支援（観光商工課）

###### 《制度融資による円滑な資金供給》

・災害発生後、罹災した中小企業者が早期に事業を再開できるよう、制度融資の運用を図る。

###### 《甚大な災害発生時における相談対応》

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。

・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。

##### 緊急車両等への石油燃料供給の確保（総務課）

・災害時において、緊急通行車両等への燃料を安定的に確保するため、石油商業協同組合等関係団体との協力関係を構築する。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直しや防災訓練の実施などにより連携強化を図る。

##### 再生可能エネルギーの導入促進（企画課）

###### 《温泉熱発電等導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進》

・温泉熱発電等の導入について、住民理解促進を図るとともに、岩手県と連携しながら、事業者が円滑に事業化を図る取組を促進する。

###### 《自立・分散型エネルギー供給体制整備》

・地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給体制の構築を推進する。

##### 再生可能エネルギーの導入促進（林業振興課）

・公共施設や産業分野等への木質バイオマスボイラーの導入を促進するとともに、木質燃料供給者である素材生産事業者との情報交換を行うなど木質燃料の安定供給に取り組む。

##### 電力系統の接続制約の改善等（企画課）

###### 《国に対する系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化の要望》

・再生可能エネルギー発電設備の導入における接続制約の解消に向け、引き続き、国、岩手県に対し系統の安定化対策を含む送配電網の充実強化を要望していく。

##### 生産技術の復旧支援体制（農業振興課）

###### 《農林漁業者に対する経営再開支援》

・震災や気象災害を受けた地域においては、農業者や住民の意見を踏まえながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援する。

#### 4 1-4 個別分野・産業（つづき）

##### 生産技術の復旧支援体制（林業振興課）

・震災や気象災害を受けた農林漁業者の意見を踏まえ、岩手県及び関係団体と連携しながら、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、生産事業再開に向けた取組を支援する。

##### 県産食料品の供給体制の強化（農業振興課）

《食料品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成》

・本町の地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食料品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。

##### 県産食料品の供給体制の強化（観光商工課）

《食料品製造事業者への総合的な支援、企業の創出や人材育成》

・地域資源を活用した食料品を安定的に供給するため、関係機関と連携し、食料品製造事業者を総合的に支援し、持続的に事業活動を展開する企業の創出や人材の育成を図る。

#### 5 1-5 個別分野・国土保全・交通

##### 道路施設の整備等（農業振興課）

・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を推進するとともに、必要に応じて危険箇所の再点検を実施する。

##### 道路施設の整備等（林業振興課）

・林道橋等の点検・診断等を踏まえ、国の林業・木材産業成長産業化促進対策等を活用し、老朽化した施設等の保全対策や整備を推進する。

##### 道路施設の整備等（建設課）

《幹線道路等の整備》

・地元住民からの要望を踏まえ、国及び岩手県への要望活動を積極的に行うほか、国や岩手県と連携を図り整備を推進する。

《道路施設の防災及び老朽化対策》

・定期点検等の結果を踏まえ長寿命化修繕計画の見直しを随時行い、国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら、老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。

##### 防雪設備等の整備（建設課）

・特別豪雪地帯の本町にあっては必要不可欠なものであり、気象状況の変化等により新たに対策が必要となった箇所と併せて、国の防災・安全交付金等を活用し、必要な施設の整備を推進する。

5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）	
立ち往生車両の未然防止(建設課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬期の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結抑制剤の散布を行っていく。</li> </ul>
鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備(企画課)	<p>《鉄道の安全確保対策等の取組に対する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう関係機関との連携強化を図る。</li> </ul> <p>《バス事業者に対する支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バス事業者に対し、国の補助等制度等を活用したバス車両確保等について必要な支援を行う。</li> </ul> <p>《関係機関との連携強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>
河川改修等の治水対策(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町防災ハザードマップに浸水想定区域を示し、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図る。</li> </ul>
河川改修等の治水対策(建設課)	<p>《河川整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水災害に対する安全度の向上を図るため、河川改修等の整備を実施する。</li> </ul> <p>《立木伐採と堆積土砂の除去》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水災害に対する安全度を確保するため、河川内の立木伐採及び堆積土砂の除去を実施する。</li> </ul>
砂防施設等の整備による土砂災害対策(林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害により著しい被害が生じるおそれがある区域に立地する住宅等については、住宅の建替え等の時期を捉えて移転、改修を行うなど、土砂災害からのリスクを考慮したまちづくりを推進する。</li> </ul>
砂防施設等の整備による土砂災害対策(建設課)	<p>《土砂災害対策施設の整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを優先して土砂災害対策施設の整備を行うよう岩手県へ要望していく。</li> </ul>

5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）	
農山村地域における防災対策(農業振興課)	<p>《農地や農業水利施設等の生産基盤整備》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。</li> </ul> <p>《ため池等の保全対策、ハザードマップの作成》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨や地震等による、ため池等の決壊などを未然に防止するため、ため池や農業用ダムの点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。</li> <li>・ため池や農業用ダムの浸水想定図を作成し、ハザードマップの作成及び地域住民への周知を図る。</li> </ul>
農山村地域における防災対策(林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨等による土石流の発生などの災害を防止するため、山地災害危険地区の把握と、国及び岩手県と連携した治山事業や森林整備を推進する。</li> </ul>
警戒避難体制の整備(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域の指定状況に沿って、土砂災害ハザードマップを更新する。</li> <li>・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を受け、岩手県と連携して要配慮者利用施設の避難支援計画策定を支援する。</li> </ul>
警戒避難体制の整備(観光商工課)	<p>《登山者の安全対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報、岩手県のいわてモバイルメール等を活用した周知を行う。</li> </ul>
住民等への災害情報伝達の強化(総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象予報、警報等の情報を受理したときは、その内容を関係機関に通知するとともに、地域内の住民、団体等に対して広報を行う。</li> <li>・住民・団体等への情報伝達手段として、IP 告知サービス、電話、広報車を用いる。</li> <li>・土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設に、土砂災害警戒情報を伝達する。</li> <li>・浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の事業所等に、浸水に関する情報を伝達する。</li> </ul>
森林資源の適切な保全管理(林業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の有する国土保全や洪水緩和等の多面的機能の維持・増進を図るため、岩手県や関係団体と連携し、継続して造林や間伐等の森林整備を進める。</li> <li>・山火事防止に係る普及啓発を図るとともに、山火事の初期消火体制の整備を進める。</li> </ul>

<p>5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）</p>
<p>森林資源の適切な保全管理(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。</li> </ul>
<p>農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化(農業振興課)</p> <p>《農業水利施設等の整備、漁港施設等の地震・津波対策、長寿命化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。</li> <li>・農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。</li> </ul> <p>《農山村地域の生活道路や農道の計画的な点検診断の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農道橋等の点検・検診等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。</li> </ul>
<p>農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋等の点検・診断等を踏まえ、国の林業・木材産業成長産業化促進対策等を活用し、老朽化した施設等の保全対策や整備を推進する。</li> </ul>
<p>災害廃棄物処理対策(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害によって一時的に発生する大量の廃棄物及び災害後に被災地域から恒常的に発生する廃棄物を、迅速かつ円滑に処理し、被災地における環境衛生の確保を図る。</li> <li>・他の自治体等との連携による広域的な処理体制の確立及び廃棄物処理業者等との連携を図る。</li> </ul>
<p>災害廃棄物処理対策(町民課)</p> <p>《災害廃棄物処理計画策定の検討と一部事務組合等との連携強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手中部広域行政組合の受入条件等の把握が不可欠であることから、構成市とともに広域行政組合の受け入れ基準等に係る調整を行うとともに構成市の計画策定に向けた動向等情報を共有し、計画策定に向けた検討及び関係機関との連携強化を図る。</li> </ul>
<p>地籍調査の実施(税務課)</p> <p>《国土調査事業完了後における対応について》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤り等が発見された場合、修正等の措置をとる。</li> </ul>
<p>渇水対策(農業振興課)</p> <p>《渇水に係る情報共有等》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行う。</li> </ul>

## 5 1-5 個別分野・国土保全・交通（つづき）

### 温泉供給の維持(観光商工課)

・災害時における源泉及び温泉供給施設等の被災状況について、温泉事業者を通じて確認できる体制の構築を推進する。

## 2 横断的分野

本町の強靱化に向けて、主に本町が取り組むべき、横断的分野ごとの対応方策は次のとおりです。

## 6 2-1 横断的分野・リスクコミュニケーション

### 災害情報システムの整備(総務課)

・災害情報の収集、伝達にあたっては、岩手県災害情報システムを利用して、防災関係機関と密接に連携を図る。

・IP告知サービス、地域衛星通信ネットワークシステム、衛星携帯電話の運用方法の検討やマニュアルの整備等を行う。

・水害による被害の軽減を図るため、国、岩手県及び市町村で構成する「大規模氾濫減災協議会」を通じ、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。

### 災害情報システムの整備(町民課)

#### 《端末設置促進》

・防災告知の観点から、総務課と連携して加入促進を図る。（申請に基づき設置し、負担金、設備利用料を徴収するため義務ではない）

### 災害情報システムの整備(観光商工課)

#### 《登山者の安全対策》

・登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報、岩手県のいわてモバイルメール等を活用した周知を行う。

### 孤立集落を想定した防災訓練の実施等(総務課)

各戸の備蓄促進や孤立時の支援体制を構築するとともに、孤立可能性地区における孤立したときの情報連絡訓練や救助訓練を実施する。

## 7 2-2 横断的分野・老朽化対策

### 下水道施設等の老朽化対策(上下水道課)

#### 《下水道施設の老朽化対策》

・公衆衛生確保のため、国の防災・安全交付金等を活用した老朽化対策事業を推進する。

7 2-2 横断的分野・老朽化対策（つづき）
<p>下水道施設等の老朽化対策(上下水道課)</p> <p>《下水道施設のストックマネジメント計画の見直し》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用し、ストックマネジメント計画を推進する。</li> </ul>
<p>道路施設の老朽化対策(町民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した交通安全施設の適切な維持管理に努め、更新整備を行う。</li> </ul>
<p>道路施設の老朽化対策(農業振興課)</p> <p>《農道等の老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。</li> </ul>
<p>道路施設の老朽化対策(林業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道橋等の点検・診断等を踏まえ、国の林業・木材産業成長産業化促進対策等を活用し、老朽化した施設等の保全対策や整備を推進する。</li> </ul>
<p>道路施設の老朽化対策(建設課)</p> <p>《道路施設の老朽化対策》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的で効率的な維持管理を推進するため、定期点検結果等を踏まえて計画を更新し、国の社会資本整備総合交付金等を活用し必要な整備を推進する。</li> <li>・異状が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。</li> <li>・また、舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく。</li> </ul>
<p>河川管理施設の老朽化対策(建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水災害に対する安全度を確保するため、適切な維持管理を推進する。</li> </ul>

8 2-3 横断的分野・人口減少・少子高齢化対策
<p>防災ボランティアの活動支援(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ボランティア活動についての普及啓発を図るとともに、その活動の自主性を尊重しつつ円滑な実施が図られるよう支援に努める。</li> <li>・防災ボランティアの登録、活動拠点の確保等その受入体制の整備に努める。</li> </ul>

9 2-4 横断的分野・人材育成
<p>防災人材の育成(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災研修会等において、岩手県が派遣する地域防災サポーターを活用し、自主防災組織等の活性化を図る。</li> </ul>

9 2-4 横断的分野・人材育成（つづき）

防災人材の育成(総務課)  
・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

防災人材の育成(生涯学習課)  
・個々の防災力を高めるため、防災講習、講座等の学習機会の創出を図る。

農林水産業の担い手の確保・育成(農業振興課)  
《リーディング経営体や新規就農者の確保・育成》  
・リーディング経営体をはじめ地域の中心となる経営体への農地の利用集積を進め、経営の規模拡大や効率化を促進するとともに、法人化を支援するなど地域農業をけん引する経営体を育成する。  
・農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのU・Iターン者など多様な新規就農者の確保・育成に取り組むとともに、企業の農業参入を促進する。  
《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》  
・意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、林業技能者の育成などに取り組む。

農林水産業の担い手の確保・育成(林業振興課)  
・意欲と能力のある林業経営体等の能力向上や新規就業者の確保、林業技能者の育成などに取り組む。

建設業等の担い手の確保・育成(建設課)  
《建設業の担い手の確保・育成》  
・災害発生時の復旧・復興、道路啓開等を担う建設業における担い手の育成・確保や、災害時に備えた業務継続策を支援するなど、関係団体等と連携した取り組みを推進する。  
・建設現場における生産性を向上し、担い手の育成及び確保を図るため、ICT技術の活用等を推進する。

10 2-5 横断的分野・官民連携

【再掲】支援物資の供給等に係る連携体制の構築(総務課)  
・本町、岩手県、その他防災関係機関は、その備蓄する物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。  
・支援物資が不足する場合には、県等に供給、あっせんを要請する。その他、企業、団体等から提供される救援物資を受け入れる。  
・災害発生時に物資を速やかに調達するため、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

10 2-5 横断的分野・官民連携（つづき）	
【再掲】 支援物資の供給等に係る連携体制の構築(健康福祉課) 《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》	・在宅酸素など非常用電源を必要とする者については、医療機関からの対応が難しい場合は、公的施設を活用しての電源供給が可能となるよう取組む。
【再掲】 支援物資の供給等に係る連携体制の構築(観光商工課) 《支援物資の供給等に係る協力要請》	・災害発生時に物資を調達する必要があると認められる場合に、岩手県及び事業者 に協力要請し救援物資の受け入れや供給を行う。
【再掲】 支援物資の供給等に係る連携体制の構築(町立西和賀さわうち病院)	・災害用医薬品等及び支援薬剤師の確保について、災害用医薬品の供給体制等の整備を推進し、国県及び関係団体、事業者との連携強化を図る。
鉄道の耐災害性確保・体制整備(企画課)	・災害発生時における事故発生防止や代替輸送手段の確保のため、関係機関の連携による情報収集や情報の共有化について定めた災害対応マニュアルが有効に機能するよう関係機関との連携強化を図る。
災害時連携体制整備(総務課)	・災害時における公共土木施設等の応急対策業務等が速やかに実施できるよう、平時から、災害時の協力が必要とされる建設業関連団体との協定を締結していく。

## 第6章 計画の推進と進捗管理

### 1 町民総参加の取組

本計画の推進に当たっては、住民、企業、NPO、岩手県や本町など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って、共に支え合いながら、みんなで協働で行動していくことが大切です。

本計画の内容を広く周知し、理解を深め、住民総参加の取組として、本計画に定めた取組を着実に推進していきます。

### 2 計画の進捗管理と見直し（PDCAサイクルの徹底）

本計画の実効性を高めていくためには、今回策定した本計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

本計画においても、PDCA「計画」⇒「実行」⇒「評価」⇒「改善」サイクルを確立し、設定したKPIに基づく進捗管理を行います。

本計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

具体的には、設定したKPIについて、年度ごとに進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、住民からの意見等を踏まえ、更に必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。

### 3 他の計画等を見直し

本計画は、強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

(別紙1) 起きてはならない最悪の事態の様相 (例示)

〔目標1〕 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

〔事態1-1〕 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生  
(二次災害を含む)

太平洋沖地震や直下型地震が発生し、県全域で強い揺れに見舞われた。

- 耐震化が不十分な住宅やビル、病院や店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、道路や鉄道施設、世界遺産登録資産などが倒壊した。
- 倒壊を免れた建築物でも、非構造部材や棚等の落下、ブロック塀の倒壊等が発生した。
- 市街地の各所で火災が発生し、倒壊した電柱や信号機などが道路を塞ぎ、断水も発生し消火が十分にできず、延焼が拡大した。
- 津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベ、破壊されたガソリンスタンドなどに引火して、その火が津波とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生した。
- 津波が引かない状況の中で、消火ができなかった。
- 避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。
- これらによって、多くの死傷者が発生した。

〔事態1-2〕 大規模津波等による多数の死傷者の発生

太平洋沖地震が発生後、沿岸部には大津波が襲来し、河川を遡上した。

- 地震による強い揺れで海岸や河川の堤防が損壊したため、津波は内陸部まで到達した。
- 地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、また、停電により信号機が消えたことにより、一斉に渋滞が発生し、車による素早い避難ができず、大混乱となった。
- これらによって、逃げ遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

〔事態1-3〕 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

大型化する台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われ、河川の水位が急激に増し、堤防の越水又は決壊が起きた。

- 短時間の激しい降雨により、上流部からの土砂流出による河道埋塞や、河川・沢沿いの立ち木が流出し、橋梁に流木が詰まる堰上げなどにより浸水被害が発生した。
- 河川周辺等の地域等市街地以外においても浸水被害が発生した。

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住家等の浸水被害が多数発生した。</li> <li>■ 医療機関・社会福祉施設等に浸水被害が発生した。</li> <li>■ これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。</li> </ul>
<p>〔事態 1-4〕 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 活火山（八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山）が噴火し、周辺市町村に、噴石、火砕流、溶岩流、火山灰等の降下、土石流、融雪による火山泥流が発生した。</li> <li>■ 大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等により、集中豪雨が発生し、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発した。</li> <li>■ 流水、土砂により、国道などの主要道路が通行困難となり、路線バスなどの多数の立ち往生車両が発生した。</li> <li>■ 大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅した。</li> <li>■ これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。</li> </ul>
<p>〔事態 1-5〕 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 暴風雪及び豪雪、雪崩等により、国道、県道などの主要道路が通行困難となり、多数の立ち往生車両が発生した。</li> <li>■ 緊急車両等も到着することができず、多くの死傷者が発生した。</li> </ul>
<p>〔事態 1-6〕 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で、多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ テレビ、ラジオ、携帯電話等の通信手段の断絶や、避難指示等の遅れ、防災意識の低さ等により、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。</li> <li>■ 福祉施設等における高齢者、障がい者等の要配慮者の避難行動の開始の遅れにより、多数の死傷者が発生した。</li> <li>■ 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期間麻痺し、その後の余震や天候の悪化等に伴う新たな避難情報や、避難生活に必要な情報など、県民に重要な情報が届かず、多数の死傷者や県民生活への大きな影響が発生した。</li> </ul>

〔目標2〕 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する

<p>〔事態 2-1〕 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 高規格幹線道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、緊急輸送道路については、津波や土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、港湾や空港の復旧にも時間を要し、被災地への輸送は困難な状態が続いた。</li><li>■ これによって、食料や飲料水、灯油等の搬送が困難な状況が続き、物資等の供給が長期停止した。</li><li>■ 鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。</li><li>■ 自宅に帰ることのできない人が、勤務先や駅、一時避難所及び指定緊急避難所などにあふれ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。</li></ul>
<p>〔事態 2-2〕 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、多数の孤立集落が発生した。</li><li>■ 道路の復旧には時間を要し、電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取り戻すには長い時間を要した。</li></ul>
<p>〔事態 2-3〕 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 自衛隊、警察、消防等の施設、車両、資機材等に被害が出た。</li><li>■ 救助・救急活動については、被害が県下全域に及ぶことから、人員や資機材が絶対的に不足した。</li><li>■ 広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。</li><li>■ 救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。</li></ul>
<p>〔事態 2-4〕 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。</li><li>■ 被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送が急がれるもの、医療従事者の状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送ができなかった。</li></ul>

- 医薬品や医療資機材も不足し、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。
- 断水や停電等により、医療機関において透析治療が困難となった。
- 福祉施設の多くも被害を受け、使用不能の事態に至った。
- 被災した福祉施設の入所者は、福祉避難所等へ避難したが、福祉関係者の被災などにより、必要な支援を受けることができない事態が発生した。

〔事態 2-5〕 被災地における感染症等の大規模発生

- 地震や津波等により下水道が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。
- 医療従事者や医薬品の不足により満足な治療が受けられない状態が続いた。
- 避難所の寒さが厳しい上、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。

〔目標 3〕 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する

〔事態 3-1〕 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- 県職員及び市町村職員に多くの死傷者が出た。
- 多くの職員が出勤できない事態が発生し、出勤可能な職員においても、道路状況や余震による津波の再来襲の危険、地盤沈下の影響で水が引かない等、施設に近づくことができない状況に陥った。
- 行政機関の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。
- 被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。
- 警察官にも死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的に当たったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。
- 大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。
- 道路が冠水し、信号機の制御機内部等に浸水したことにより、信号機が滅灯した。

- 無秩序に走行する車や避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。
- 県施設に浸水被害が発生した。

〔目標4〕 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない

〔事態4-1〕 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

- 主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなり、県内企業の生産力が大きく低下した。
- 製造業等の工場施設が被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働が停止した。
- 発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設の被害により、受入れ及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。

〔事態4-2〕 食料等の安定供給の停滞

- 津波等により、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止した。
- 緊急輸送路やそれを補完する農林道、港湾施設が被災し、県内外からの食料等物資の供給が停滞した。
- 同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、農業資材や家畜飼料等の供給が滞り、農業生産活動ができない事態が発生した。
- 基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに、塩害、さらには、担い手や販路の不足による元々の生産量の減少も影響し、農業生産ができない事態が発生した。

〔目標5〕 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る

〔事態5-1〕 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

- 発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が長期にわたり停止した。
- 道路の寸断により、復旧車両の通行が困難であったことなどから、電力供給が長期にわたり停止した。

- ガス製造設備や主要導管網が大きな被害を受け、ガス供給が長期にわたり停止した。
- 広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、供給能力を喪失し、ガソリンや軽油等の県全域への供給が長期にわたり途絶した。

〔事態 5-2〕 上下水道等の長時間にわたる供給停止

- 県内の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破裂した。
- 道路が寸断され、初期の給水車による応急給水活動ができず、病院からの応急給水要請に対応出来なかった。
- 上水道の取水施設が損壊するとともに、津波等による浸水被害を受けて機能停止した。
- このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。
- 下水処理場の設備等が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。
- 下水管やマンホールが液状化等によって広い範囲で浮き上がり、下水道が長期の機能不全に陥った。

〔事態 5-3〕 県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

- 陸上交通は、高規格幹線道路も甚大な被害を受け、緊急輸送道路も津波や土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、鉄道施設も大きな被害を受け、長期使用不能となった。
- 海上交通は、港湾施設が長期使用不能となり、貨物船等の入出港の規制が長期化した。
- 津波は、大小の船舶を飲み込み、転覆、座礁が多発するとともに、破壊された船舶が燃料漏れや引火した状態で臨海部に運ばれ、広範囲で火災が発生した。
- 空路は、空港の滑走路の使用ができない状況が長期に発生した。

〔目標 6〕 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

〔事態 6-1〕 ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調整機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発した。

- 山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流が下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。
- 豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、決壊、越流による堤体の破壊等により下流の人家等が流出した。
- 工場や事業者等の有害化学物質貯蔵設備等が損壊し、有害化学物質が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出し、土壌・水質汚染等の二次災害が発生した。
- 特定動物の飼養施設が損壊し、特定動物が逸走し、人に対し危害を加えた。

〔事態 6-2〕 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 山間部の農地や山林が、大規模崩壊により大きな被害を受け荒廃した。
- 荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。
- 農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展し、担い手や販路不足も要因となり、中山間地域において集落が消滅する危機に瀕した。
- 裸地化の進行や亀裂が生じている状態を放置した状態が続き、その後の降雨により大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。
- 堤防や護岸、排水機場が被災し、液状化とともに地盤沈下したところへ津波が来襲することで広域が水没、塩害で防潮林が枯損し、広範囲な農地が、ガレキや海水の流入により甚大な被害を受けた。
- その後も海拔0mとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さらに台風に襲われるなどして被害が拡大した。

〔目標 7〕 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

〔事態 7-1〕 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 家屋倒壊や津波堆積物等による災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。
- 悪臭や粉塵が発生し、生活環境が著しく悪化した。

<p>■ 広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。</p>
<p>〔事態 7-2〕 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>■ 道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。</p> <p>■ 被害が広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。</p>
<p>〔事態 7-3〕 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>■ 長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、その後の復興作業が大幅に遅れた。</p> <p>■ コミュニティ拠点施設の崩壊等により、コミュニティ活動が停止し、その後の地域コミュニティの再生が大幅に遅れた。</p>

(別紙2) 施策分野別施策一覧

施策名	担当部局
1 1-1 個別分野・行政機能・情報通信・防災教育	
災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化	総務課
避難場所及び避難所の指定・整備	総務課
避難勧告等発令基準の策定	総務課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	総務課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	健康福祉課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	観光商工課
支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築	町立西和賀さわうち病院
文化財の耐震化等	生涯学習課
災害対処能力の向上	総務課
災害対処能力の向上	健康福祉課
災害対策用装備資機材等の更新整備	総務課
消防本部・消防署等庁舎の強化	総務課
消防団活動の充実強化	総務課
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保	総務課
防災ヘリコプターの円滑な運航の確保	町立西和賀さわうち病院
防火対策	総務課
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化	学務課
学校施設・公立社会体育施設等の耐震化	生涯学習課
学校防災体制の確立	学務課
防災教育の推進	総務課
防災教育の推進	学務課
行政情報通信基盤の耐災害性強化	総務課
行政情報通信基盤の耐災害性強化	企画課
情報通信利用環境の整備	総務課
情報通信利用環境の整備	企画課
情報通信利用環境の整備	町民課
県総合防災訓練の実施による関係機関との連携	総務課
防災訓練の推進	総務課
県外自治体との広域応援・受援体制の整備	総務課
技術職員等による応援体制の構築	総務課
技術職員等による応援体制の構築	健康福祉課
自主防災組織の結成及び活性化支援	総務課

施策名	担当部局
2 1-2 個別分野・住宅・都市	
住宅・大規模建築物の耐震化等	観光商工課
住宅・大規模建築物の耐震化等	建設課
発災時の応急仮設住宅の確保等	総務課
公営住宅の老朽化対策	建設課
空き家対策	ふるさと振興課
水道施設の防災機能の強化	上下水道課
応急給水の確保に係る連携体制の整備	上下水道課
災害時等における下水道復旧支援に関する協定	総務課
災害時等における下水道復旧支援に関する協定	上下水道課
下水道施設の防災機能の強化	上下水道課
内水危険個所の対策	総務課
内水危険個所の対策	上下水道課

施策名	担当部局
3 1-3 個別分野・保健医療・福祉	
病院・社会福祉施設等の耐震化	健康福祉課
病院・社会福祉施設等の耐震化	町立西和賀さわうち病院
災害時における医療提供体制の構築	健康福祉課
災害時における医療提供体制の構築	町立西和賀さわうち病院
医療情報のバックアップ体制の構築	健康福祉課
医療情報のバックアップ体制の構築	町立西和賀さわうち病院
ドクターヘリの運航確保	総務課
ドクターヘリの運航確保	町立西和賀さわうち病院
福祉避難所の指定・協定締結	総務課
避難行動要支援者名簿の作成・活用	総務課
避難行動要支援者名簿の作成・活用	健康福祉課
感染症対策	総務課
感染症対策	健康福祉課
要配慮者等への支援	総務課
要配慮者等への支援	健康福祉課
要配慮者等への支援	町立西和賀さわうち病院

施策名	担当部局
4 1-4 個別分野・産業	
物流機能の維持・確保	総務課
企業における業務継続体制の強化	総務課
企業における業務継続体制の強化	観光商工課
被災企業への金融支援	総務課
被災企業への金融支援	観光商工課
緊急車両等への石油燃料供給の確保	総務課
再生可能エネルギーの導入促進	企画課
再生可能エネルギーの導入促進	林業振興課
電力系統の接続制約の改善等	企画課
生産技術の復旧支援体制	農業振興課
生産技術の復旧支援体制	林業振興課
県産食料品の供給体制の強化	農業振興課
県産食料品の供給体制の強化	観光商工課

施策名	担当部局
5 1-5 個別分野・国土保全・交通	
道路施設の整備等	農業振興課
道路施設の整備等	林業振興課
道路施設の整備等	建設課
防雪設備等の整備	建設課
立ち往生車両の未然防止	建設課
鉄道及び路線バスの耐災害性確保・体制整備	企画課
河川改修等の治水対策	総務課
河川改修等の治水対策	建設課
砂防施設等の整備による土砂災害対策	林業振興課
砂防施設等の整備による土砂災害対策	建設課
農山村地域における防災対策	農業振興課
農山村地域における防災対策	林業振興課
警戒避難体制の整備	総務課
警戒避難体制の整備	観光商工課
住民等への災害情報伝達の強化	総務課
森林資源の適切な保全管理	林業振興課

施策名	担当部局
5 1-5 個別分野・国土保全・交通	
農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化	農業振興課
農林水産業の生産基盤の災害対応能力の強化	林業振興課
災害廃棄物処理対策	総務課
災害廃棄物処理対策	町民課
地籍調査の実施	税務課
濁水対策	農業振興課
温泉供給の維持	観光商工課

施策名	担当部局
6 2-1 横断的分野・リスクコミュニケーション	
災害情報システムの整備	総務課
災害情報システムの整備	町民課
災害情報システムの整備	観光商工課
孤立集落を想定した防災訓練の実施等	総務課

施策名	担当部局
7 2-2 横断的分野・老朽化対策	
下水道施設等の老朽化対策	上下水道課
道路施設の老朽化対策	町民課
道路施設の老朽化対策	農業振興課
道路施設の老朽化対策	林業振興課
道路施設の老朽化対策	建設課
河川管理施設の老朽化対策	建設課

施策名	担当部局
8 2-3 横断的分野・人口減少・少子高齢化対策	
防災ボランティアの活動支援	総務課

施策名	担当部局
9 2-4 横断的分野・人材育成	
防災人材の育成	総務課
防災人材の育成	生涯学習課

施策名	担当部局
9 2-4 横断的分野・人材育成	
農林水産業の担い手の確保・育成	農業振興課
農林水産業の担い手の確保・育成	林業振興課
建設業等の担い手の確保・育成	建設課

施策名	担当部局
10 2-5 横断的分野・官民連携	
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	総務課
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	健康福祉課
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	観光商工課
支援物資の供給等に係る連携体制の構築	町立西和賀さわうち病院
鉄道の耐災害性確保・体制整備	企画課
災害時連携体制整備	総務課

(別紙3) リスクシナリオ別の指標一覧

指標名	担当部局	単位	基礎 年度	基礎値	目標 年度	目標値
目標1 直接死を最大限防ぐ						
1-1) 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生 (二次災害を含む)						
文化財パトロール件数	生涯学習課	回	H28	0	R03	1
消防団協力事業所の認定数	総務課	事業所	H28	0	R03	3
自主防災組織主催防災訓練実施率	総務課	%	H28	35.7	R03	100
住まいづくり応援事業助成戸数	建設課	戸	H28	7	R03	50
長寿命化計画による改修戸数	建設課	戸	H28	10	R03	48
空き家バンク活用数	ふるさと振興課	件	H28	0	R03	10
1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水						
消防団協力事業所の認定数	総務課	事業所	H28	0	R03	3
自主防災組織主催防災訓練実施率	総務課	%	H28	35.7	R03	100
1-4) 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生						
消防団協力事業所の認定数	総務課	事業所	H28	0	R03	3
自主防災組織主催防災訓練実施率	総務課	%	H28	35.7	R03	100

指標名	担当部局	単位	基礎 年度	基礎値	目標 年度	目標値
1-5) 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生						
交通事故発生件数	町民課	件	H28	96	R03	70
道路改良率	建設課	%	H28	15.5	R03	16.2
修繕済み橋りょう数	建設課	橋	H28	8	R03	31
1-6) 情報伝達の不備・麻痺・長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生						
消防団協力事業所の認定数	総務課	事業所	H28	0	R03	3
告知放送端末加入率	町民課	%	H28	87.9	R03	90
自主防災組織主催防災訓練実施率	総務課	%	H28	35.7	R03	100
告知放送端末加入率	町民課	%	H28	87.9	R03	90
目標 2 救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する						
2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止						
道路改良率	建設課	%	H28	15.5	R03	16.2
修繕済み橋りょう数	建設課	橋	H28	8	R03	31
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生						
道路改良率	建設課	%	H28	15.5	R03	16.2
修繕済み橋りょう数	建設課	橋	H28	8	R03	31

指標名	担当部局	単位	基礎 年度	基礎値	目標 年度	目標値
2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足						
2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺						
年間救急患者搬送カバー率	町立西和賀 さわうち病院	%	H28	48	R03	55
日常生活支援コーディネーター	健康福祉課	人	H28	2	R03	10
生活・介護支援サポーター登録者数	健康福祉課	人	H28	40	R03	50
認知症キャラバンメイト養成	健康福祉課	人	H28	8	R03	20
医師養成	健康福祉課	人	H28	2	R03	3
医療従事者養成	健康福祉課	人	H28	3	R03	5
道路改良率	建設課	%	H28	15.5	R03	16.2
修繕済み橋りょう数	建設課	橋	H28	8	R03	31
2-5) 被災地における感染症等の大規模発生						
公共下水道水洗化率	上下水道課	%	H28	76.1	R03	80
農業集落排水水洗化率	上下水道課	%	H28	73.1	R03	78
合併処理浄化槽水洗化率	上下水道課	%	H28	66.7	R03	73

指標名	担当部局	単位	基礎 年度	基礎値	目標 年度	目標値
目標 3 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する						
3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下						
目標 4 地域経済システムを機能不全に陥らせない						
4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞						
町内事業所数	観光商工課	事業所	H28	343	R03	343
道路改良率	建設課	%	H28	15.5	R03	16.2
修繕済み橋りょう数	建設課	橋	H28	8	R03	31
4-2) 食料等の安定供給の停滞						
道路改良率	建設課	%	H28	15.5	R03	16.2
修繕済み橋りょう数	建設課	橋	H28	8	R03	31
集落営農組合数	農業振興課	組合	H28	17	R03	20
目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る						
5-1) 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止						
薪ストーブの新規導入件数	林業振興課	台	H28	2	R03	2

指標名	担当部局	単位	基礎 年度	基礎値	目標 年度	目標値
5-2) 上下水道等の長時間にわたる供給停止						
公共下水道水洗化率	上下水道課	%	H28	76.1	R03	80
農業集落排水水洗化率	上下水道課	%	H28	73.1	R03	78
合併処理浄化槽水洗化率	上下水道課	%	H28	66.7	R03	73
5-3) 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止						
道路改良率	建設課	%	H28	15.5	R03	16.2
修繕済み橋りょう数	建設課	橋	H28	8	R03	31
目標 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない						
6-1) ため池、ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による複合災害・二次災害の発生						
6-2) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大						
私有林の森林整備面積	林業振興課	ヘクタール	H28	30	R03	45
集落営農組合数	農業振興課	組合	H28	17	R03	20
目標 7 地域社会・経済を迅速に再建・回復する						
7-1) 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態						

指標名	担当部局	単位	基礎 年度	基礎値	目標 年度	目標値
7-2) 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態						
農業塾入塾者数	農業振興課	人	H28	8	R03	16
7-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態						